

熱中症対策・防寒対策に関する現場環境改善費の積算について（通知）

標記の件につきましては、令和8年4月1日から現場環境改善費に係る熱中症対策・防寒対策に関する費用に関して、下記のとおり運用することとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 概要

共通仮設費における現場環境改善費率の実施項目のうち、積上げ計上を行う「熱中症対策・防寒対策に関する費用」について、現場環境改善費率分として算出された額の100%を上限とします。ただし、受発注者協議により対策の妥当性が認められた場合は、この限りではありません。

詳細：別紙「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策に関する費用）の積算の運用」のとおり

2. 適用について

令和8年4月1日以降起工の工事から適用します。

なお、令和8年4月1日以前に起工した工事についても、受発注者協議により適用できるものとします。

現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策に関する費用)の積算の運用

福岡市財政局技術監理課

R8.3.31

1. 概要

共通仮設費における現場環境改善費のうち、「熱中症対策・防寒対策に関する費用(安全関係)」については、率計上(実施項目の1つ)でなく、積上げにて計上を行うものとする。

これは、主に暑熱・寒冷下での現場環境の改善を図るための現場の施設や設備に対する費用である。

2. 積算方法

○熱中症対策・防寒対策(以下、熱中症対策等という)に関する費用は、原則、変更設計にて計上するものとする。

○変更協議の際に、受注者より提出された見積書等の資料をもとに積算を行う。

○主に、現場の施設や設備に対する熱中症対策等に関する費用が、積上げ計上の対象となる。積上げ計上額は、原則現場環境改善费率分として算出された額の100%を上限とする。ただし、受発注者協議により対策の妥当性が認められる場合は、この限りでない。

○飲食料や空調服等の作業員個人に対する対策費用は現場管理費に含まれるため、現場環境改善費における計上の対象としない。

○具体的な計上方法は、以下のとおりである。

	<リース品>	<購入品(会社所有備品)>
	リースにかかる費用を計上	購入費のうち、設置期間分の減価償却費を計上
受注者の提出資料	以下が確認できる見積書(契約書)等 ・設置期間 ・設置費用	以下が確認できる資料 ・購入時期及びその購入価格(販売価格) ・設置期間
費用の計上方法	見積内容が、協議(実施)内容との不整合がないか確認のうえ、実費を計上する。	購入価格に耐用年数に対する設置期間の割合を乗じた価格を計上する。 【計算式】 購入価格×(設置期間/耐用年数) ※耐用年数は国税庁HP等を参照

3. 変更協議について

熱中症対策等の変更協議は、実施内容(現場環境改善費に積上げ計上するもの)を、着手前に工事打合せ簿(または施工計画書)にて実施内容を協議し、施工計画書に記載するもの。

協議において、受注者は、実施内容や費用が具体的にわかる資料(配置計画、設置期間、カタログ、見積書等)を監督員に提出し、監督員は対策の妥当性及び現場管理費に計上される費用の重複がないことを必ず確認すること。

4. 関連通知等

○(通知文)令和8年3月 30 日付「現場管理費の真夏日補正の試行について(通知)」

…工事現場の熱中症対策にかかる経費に関して、現場管理費の補正を試行するもの。

真夏日率の算定式について、より実態にあった算定率を採用

○(通知文)令和7年6月 13 日付「現場における熱中症予防対策について(依頼)」

…令和7年6月の労働安全衛生規則の改正に伴い、現場における熱中症予防について受注者周知を依頼するもの。

夏季に稼働する工事については、受注者に熱中症予防について周知を徹底すること。